

(適用範囲)

第1条 この基準は、精神障害者が、介護者とともに当社線内各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(定義)

第2条 この基準において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、精神障害者手帳の「障害等級」が1級とされている者をいう。

2 精神障害者手帳は、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）に掲げるものにより代用することができる。

(介護者)

第3条 第2条に規定する精神障害者は、精神障害者本人1人に対して1人の介護者を同伴することができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条の規定により購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条の規定により購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯)

第10条 精神障害者が割引乗車券で乗車する場合は、精神障害者手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 精神障害者に対する旅客運賃割引の取扱方については、この基準によるほか、旅客運送に関する一般の規定による。

(旅客運送の契約条件の変更)

第12条 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更に同意したものとする。

- (1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

(改廃手続)

第13条 この基準の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則（2024年7月営業部達第17号）

この基準は、2024年8月1日から施行する。